



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者名 代表取締役社長 小林 敬幸  
(コード番号: 8119 JASDAQ)  
役職・氏名 総務部長 佐藤 友晴  
電話 03 (3847) 3500

## 株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の監査等委員でない取締役、執行役員および参与に対する報酬として、下記のとおり株式報酬型ストックオプションを付与することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### I. 監査等委員でない取締役への付与

##### [1] スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役の報酬について、当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

取締役への付与については、平成 17 年 6 月 29 日開催の当社第 56 回定時株主総会において役員退職慰労金制度に代えて株式報酬型ストックオプション制度の導入が承認され、平成 18 年 6 月 29 日開催の当社第 57 回定時株主総会において取締役の報酬等として新株予約権の上限個数、金額等が承認されました。また、上限個数につきましては平成 21 年 6 月 26 日開催の当社第 60 回定時株主総会において新株予約権の上限個数を一定の算式によって求めることとする変更が承認されました。

その後、平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 66 回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員でない取締役に対するストックオプション報酬額および内容について承認されております。

なお、今回の株式報酬型ストックオプションの付与につきましては、この報酬金額の範囲内で行うものであります。

##### [2] スtockオプションの発行要領

###### 1. 新株予約権の名称

株式会社三栄コーポレーション第 12 回新株予約権

###### 2. 新株予約権の付与を受ける者およびその者に付与する新株予約権の数

平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 67 回定時株主総会で選任され就任した監査等委員でない取締役 7 名に対し 23 個（目的となる株式総数 4,600 株）

上記総数は、付与予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、付与する新株予約権の総数が

減少したときは、付与する新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、下記 8.の期間内において、当社の取締役退任日の翌日から 10 日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

### 4. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権の払込金額は、新株予約権の付与日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当該払込金額に基づく付与対象者の払込債務は、新株予約権の付与日において、新株予約権の引受けを条件に付与対象者に付与される当社に対する報酬請求権（報酬額は払込債務額と同額）をもって相殺するため、新株予約権と引換えに金銭の払込をすることを要しない。

### 5. 新株予約権の付与日（割当日）

平成 28 年 8 月 1 日

### 6. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、200 株とする。

ただし、当社が当社普通株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で対象者が権利行使していない付与株式についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式を調整するものとする。

### 7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価格）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 8. 新株予約権を行使することができる期間

平成 28 年 8 月 2 日から平成 58 年 8 月 1 日までとする。

### 9. 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ただし、新株予約権の行使に対して、自己株式を交付するときには資本金および資本準備金への組入れ額はない。

### 10. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

#### 11. 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案および株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権が権利を行使する前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため、新株予約権の行使が不可能となった場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### 12. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権1個につき(1)記載の再編対象会社の株式200株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、(2)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (4) 新株予約権を行使することができる期間

上記8.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記8.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記9.に準じて決定する。

##### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

##### (7) 新株予約権の取得条項

上記11.に準じて決定する。

##### (8) 新株予約権の行使の条件

上記3.に準じて決定する。

## II. 執行役員および参与への付与

### [1] ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の執行役員および参与の報酬について、取締役と同様に当社の株価との連動性を高め、株価上昇および業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的に株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。なお、執行役員への株式報酬型ストックオプションの付与制度導入につきましては平成

20年6月27日開催の取締役会で、参与への株式報酬型ストックオプションの付与制度導入につきましては平成22年6月29日の取締役会で決議されたものです。また、執行役員の退職金制度は導入と同時に廃止を決定し、参与については導入の際に新株予約権の付与対象期間は退職金制度の適用の対象外とすることを決定しております。

## [2] ストックオプションの発行要領

### 1. 新株予約権の名称

株式会社三栄コーポレーション第12回新株予約権

### 2. 新株予約権の付与を受ける者およびその者に付与する新株予約権の数

平成28年6月29日開催の当社の取締役会で選任され就任した執行役員2名に対し4個（目的となる株式総数800株）、平成28年6月29日において参与の職に就いている者2名に対し4個（目的となる株式総数800株）

上記総数は、付与予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、付与する新株予約権の総数が減少したときは、付与する新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記I 8.の期間内において、当社の従業員退職日の翌日から10日を経過するまでの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権の全部を一括して行使しなければならないものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以下、I. ~~監査等委員でない取締役~~への付与と同内容です。

以上